

別紙 2

八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要

【概要】

国民健康保険の被保険者であった者が、後期高齢者医療制度に移行する場合について、特定世帯に係る世帯別平等割を最初の 5 年間 2 分の 1 減額する現行制度に加え、その後 3 年間 4 分の 1 減額する

八雲町国民健康保険税条例第 5 条の 2 の規定により、国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者と同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者の属する世帯の国民健康保険税について、すでに講じられている当該移行後 5 年目までの間の世帯別平等割額の 2 分の 1 の軽減措置に加え、当該移行後 5 年目から 8 年目までの間においても世帯別平等割額の 4 分の 1 の軽減措置を行う。

【詳細】

1. 改正事項

(1) 世帯別平等割額の改正

現行

	平等割額
特定世帯以外	29,000円
特定世帯	14,500円

改正後

	平等割額
特定世帯以外	29,000円
特定世帯	14,500円
特定継続世帯	21,750円

(2) 税率等の改正による軽減額の改正

条例第23条において、低所得者に対する税の軽減（7. 5. 2 割軽減）を規定しており、上記税額の改正により当該軽減額も改正する。

2. 施行期日

公布の日より施行し、平成25年 4 月 1 日から適用する。ただし、附則第17 項の改正規定は、平成26年 1 月 1 日から施行する。